

改正地方自治法

自治体を国に従属させる「改悪」

★2024年6月19日成立。「大規模な災害、感染症のまん延など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」として国が地方自治体に指示できるとする。★日本国憲法は「地方自治」を保障している。戦前は国が空港や港湾を一元的に管理したことで戦争遂行を容易にしたとして、戦後、港湾法、航空法で地方自治体にも管理権を認めた。★また、1950年には旧軍港4市（横須賀・呉・佐世保・舞鶴）の土地施設を平和利用に転換するための「軍転法」が施行されている。★神戸市は外国艦船に非核証明書の提出を求める「神戸方式」を1975年に市議会で可決し平和行政を進めている。★「改正地方自治法」は地方自治体を国家の下請け機関と化す危険性を持つ。

※ちなみに土地規制法は内閣府が一元的に管理、「国防は国の専権事項」としていることに注意が必要

地方自治法改正案に関する主な論点

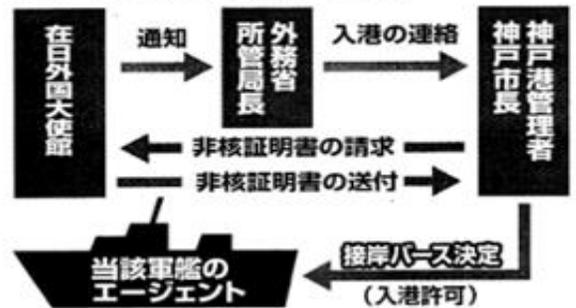
政府の説明や見解

- 災害などに並ぶ非常事態なら、国は個別法に規定がなくても自治体に対策実施を指示できる
- 国と地方の関係は「対等・協力」と定めた地方分権の原則は維持
- 指示の前には、自治体からの意見聴取に努めなければならない

懸念や課題

- 非常事態の範囲が曖昧
- 国の包括的な指示権を設けることは、国と地方の関係を「上下・主従」に戻す
- 指示権の行使に当たり、国会の関与が定められていない

「神戸方式」の接岸許可手続



経済秘密保護法

知る権利・プライバシー

権利の侵害

★2024年5月成立。重要経済基盤（重要なインフラや物質のサプライチェーン）に関する一定の情報のうち、その漏洩が「我が国の安全保障」に支障を与えるおそれがある」としたものを「重要経済安保情報」として秘密指定。★政府による適正評価（セキュリティ・クリアランス）を実施し、取り扱いは適正評価で認められた者に制限、この際に身辺調査も導入。★漏洩が生じた場合は刑事罰。適正評価の対象は数十万人といわれる。50年まで延長が可能でそれまで守秘義務が課せられる。★「何が秘密かわからない。」

大川原化工機事件

2020年3月社長ら3名が「生物兵器の製造に転用可能な機器を中国に不正輸出した」として警視庁公安部に逮捕・起訴された。その後えん罪であることが明らかになった。担当刑事が「韓国や中国でネタをあげれば喜ぶ政治家もいる。地検の評価も上がる」と述べた」と言われる。

特定秘密と重要経済安保情報の比較

特定秘密	機密	重要経済安保情報
漏えいが安全保障に著しい支障の恐れ	機密 (トップシークレット) 極秘 (シークレット)	漏えいが安全保障に支障の恐れ
防衛、外交、スパイ防止、テロ防止の4分野	機密 (トップシークレット) 極秘 (シークレット)	サイバー、宇宙、AI、インフラ、国際共同開発など
13万人 (公務員97%、民間3%)	機密 (トップシークレット) 極秘 (シークレット)	民間中心に大幅増の見込み
懲役10年	機密 (トップシークレット) 極秘 (シークレット)	5年の拘禁刑

- セキュリティ・クリアランス (適性評価) のための身辺調査の項目
- ① 家族や同居人の氏名・国籍など
 - ② 犯罪や懲戒の経歴
 - ③ 情報の取り扱いに関する違反行為
 - ④ 薬物乱用
 - ⑤ 精神疾患
 - ⑥ 飲酒の節度
 - ⑦ 信用状態など経済的な状況

・ 政府が指定する秘密が拡大
・ 適性評価を受ける対象者が拡大